

東京都アルコール健康障害対策推進計画

- アルコール健康障害対策基本法第14条に基づき国の計画を基本とし、都道府県が策定する計画
- 現行計画期間：令和6年度から令和7年度まで
- 次期計画期間（予定）：令和8年度から令和12年度

東京都アルコール健康障害対策推進委員会

東京都アルコール健康障害対策推進計画の進行管理、関係団体等における取組状況の共有、意見交換等を行うことを目的として設置

（令和7年度）

- ・推進委員会を4回程度開催予定

「東京都アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」策定（令和6年3月）

（計画期間：令和6年度～令和7年度）

基本理念

- ◆アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
- ◆アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

取組の方向性

- （1）正しい知識の普及、及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- （2）誰もが相談できる相談の場と必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- （3）医療における質の向上と連携の促進
- （4）アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰をするための社会づくり

○東京都アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の構成

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 アルコール健康障害等を巡る都の現状

- 1 酒類販売（消費）の状況
- 2 飲酒の状況
- 3 アルコールによる健康障害等の状況

第3章 第1期推進計画に基づく事業の実施状況の概要とそれに対する評価

- 1 第1期推進計画に基づく事業の実施状況
- 2 アルコール健康障害対策推進計画（第1期）の評価

第4章 アルコール健康障害対策の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 取組の方向性
- 3 取組を進める上での視点

第5章 具体的な取組

- 1 教育の振興等
- 2 不適切な飲酒の誘因の防止
- 3 健康診断及び保健指導
- 4 アルコール健康障害に関する医療の充実等
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 6 相談支援等
- 7 社会復帰の支援
- 8 民間団体の活動に対する支援
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究の推進

第6章 推進体制と進行管理

第7章 おわりに

参考資料

依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定

【専門医療機関】 専門医による入院治療や認知行動療法などの外来プログラムを実施などの、選定基準を満たしたもの

【治療拠点機関】 専門医療機関のうち、依存症に関する情報発信や研修の実施などの選定基準を満たし、都における治療拠点となるもの

種別	医療機関名	所在地	専門医療機関	治療拠点機関
アルコール 健康障害	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢 2-1-1	○	○
	公益財団法人 井之頭病院	三鷹市上連雀4-14-1	○	
	医療法人社団新新会 多摩あおば病院	東村山市青葉町2-27-1	○	
	医療法人社団翠会 成増厚生病院	板橋区三園1-19-1	○	
	医療法人財団厚生協会 東京足立病院	足立区保木間5-23-20	○	
	医療法人社団光生会 平川病院	八王子市美山町1076	○	
	医療法人財団青溪会 駒木野病院	八王子市裏高尾町273	○	
	医療法人社団正心会 よしの病院	町田市函師町2252	○	
社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺1-1-1	○		

東京都立松沢病院（依存症治療拠点機関）の取組について

医療従事者向け研修

【概要】

・医療従事者を対象とした研修を実施し、依存症に起因する精神症状への対応力の向上や、潜在的な患者の早期発見・早期支援につなげていくとともに、専門医療機関の拡充を図っていく

【実施内容】

- ・依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」の「依存症医療研修」として実施
- ・対象者：都内の医療機関従事者等（各回20名程度を想定）

- (令和6年度)
- ・実施日 令和7年1月29日及び30日
 - ・主な内容 アルコール依存症の内科学、集団治療プログラム、アルコール依存症と女性、回復支援施設、事例検討グループワーク など

医療機関向け連携会議

【概要】

・一般診療科も含めた医療機関関係者での症例検討会、意見交換、情報共有を行うことで医療機関同士の連携を強化し、医療分野における依存症対策の底上げにつなげていく

【実施内容】

- ・依存症対策に取り組む医療機関による症例検討会・講演会、一般診療科も含めた情報交換 など

- (令和6年度)
- ・実施日 令和6年12月19日
 - ・参加医療機関数 10
 - ・主な内容 依存症治療における独自の取組、など

受診後の患者支援事業

【概要】

・医療機関に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、受診後又は退院後の依存症患者に対して、自助グループ等民間支援団体と連携しながら、医師の指示の下、依存症患者が回復できる環境を整えるなどの継続的な支援を実施し、民間支援団体と連携した医療機関の効果的な支援を実施する

【実施内容】

- ・依存症治療拠点機関に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、受診後または退院後の依存症患者に対して生活上の課題の確認や助言等を行う
- ・依存症患者と民間支援団体等の支援者との関係づくり など